

小山市有財産(土地)の一般競争入札売払いを次のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告します。

小山市長 浅野 正富

1. 売払物件

最低落札価格欄の金額は、入札の際の参考としてください。

詳細位置については、小山市役所資産経営課(☎0285-22-9322)までお尋ねください。

物件 No.	所在地	地目	用途地域	最低落札価格	注意事項
		地積 (実測)	建築条件		
1	小山市大字東野田 字山中 地内	山林	市街化調整区域	750,000 円	
		300.56 m ²	建物建築不可※1		
2	小山市中央町三丁目 地内	宅地	市街化区域 (近隣商業地域)	20,100,000 円	※2
		223.62 m ²	建物建築可		

※1. 物件No.1 の建築条件の詳細は、小山市役所都市計画課にお問い合わせください。

※2. 物件No.2 の地下には浄化槽が埋設されています。最低落札価格は、舗装及び浄化槽撤去費を控除した価格となります。また、西側の約 0.8mには西側隣接者が所有する越境物(ライト)があります。

2. 現地確認方法

随時、ご自由にご確認ください。ただし、物件No.2 については 2023 (令和 5) 年 9 月 30 日まで貸付していますので、借受人の使用の妨げにならないよう、ご配慮をお願いします。

3. 入札参加資格

(1)個人および法人

(2)次の事項に該当する者は、入札に参加することができません。

①成年被後見人、被保佐人および被補助人並びに破産者

②暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に該当する者

③無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員

- ④地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当する者で、当該事実があった日から2年を経過しない者
- ⑤市税を滞納しているもの

4. 入札の条件

連名（共有を目的とするもの）による入札も可能ですが、連名の場合でも同一物件については、連名者のうち個人が重複して入札することはできません。

5. 入札参加申込書の提出

(1)入札に参加しようとする人は、事前に申し込みが必要です。

(2)参加申込期間：2023（令和5）年9月19日（火）から同月29日（金）まで

(3)申込み方法

①直接持参する場合

月曜日から金曜日、午前9時00分から午前12時00分までおよび午後1時00分から午後5時00分までに、(4)の提出先へ持参してください。

②郵送する場合

簡易書留で、(4)の提出先へ郵送してください。

2023（令和5）年9月29日（金）必着とします。

(4)提出先：小山市中央町一丁目1番1号 小山市役所6階 資産経営課

(5)申込書類：

①【様式1号】普通財産（土地）処分一般競争入札参加申込書1部

※複数物件を申し込む際、様式1号のみ申し込む物件の数分提出してください。

②【様式2号】誓約書1部

③入札者が法人の場合：履歴事項全部証明書（1カ月以内に発行されたもの）1部

入札者が個人の場合：住民票（マイナンバーの記載がないもの、

1カ月以内に発行されたもの）1部

④市税に関する完納証明（1カ月以内に発行されたもの）1部

※小山市に在住していない個人または小山市に本店、支店等を有していない法人の場合、納税している自治体等で同様の証明を取得し添付してください。

(6)入札保証金納付書の送付

申込書類に不備等がない場合、2023（令和5）年10月2日（月）に発送します。

6. 入札保証金の納付

(1)入札に参加しようとする人は、入札保証金として最低落札価格の100分の5以上の金額を、2023（令和5）年10月13日（金）までに、市が発行した納付書により納付しなければなりません。

(2)落札者以外の入札保証金は、入札終了後2週間程度で、入札参加申込書に記載された口座へ返還いたします。

(3)入札保証金には、利息を付さないこととします。

(4)落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は返還しません。

7. 入札、開札日および入札場所

(1)入札日：2023（令和5）年10月16日（月）

参加受付時間 午前10時00分から午前10時30分

入札開始時間 午前11時00分

(2)開札日：入札終了後、直ちに行います。

(3)入札場所：小山市中央町一丁目1番1号 小山市役所5階 入札室

8. 入札日に必要なもの

(1)受付窓口に提出するもの

①【様式3号】委任状（代理人が入札する場合のみ）

(2)受付窓口に提示するもの（確認後、その場でお返しします。）

①入札保証金の領収書の原本

②身元を証明する書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）

※代理人による入札の場合は、代理人の身元を証明する書類が必要です。

(3)入札者が携行するもの

①【様式4号】入札書（封書に入れ、入札までお持ちください。）

②印鑑（認印可、シャチハタ等のゴム印不可）

※代理人による入札の場合は、代理人の印鑑が必要です。（入札者の印は不要）

9. 入札の心得

(1)入札参加者は、入札に関する本公告、関係法令抜粋、契約書案ほか小山市ホームページに掲載されている書類を熟読の上入札してください。

(2)入札参加者は、入札に関し市の職員の指示に従ってください。

(3)入札は所定の入札書を、封書に入れて提出することにより行います。

(4)【様式4号】入札書には、入札者の住所・氏名（法人にあっては、名称および代表者名）を記入の上、必ず【様式1号】普通財産（土地）処分一般競争入札参加申込書と同じ印鑑で押印してください。ただし、代理人による入札の場合は、入札者の押印は不要ですが、入札者の住所・氏名を記入し、代理人の住所・氏名を記入の上、代理人の印鑑で押印してください。

(5)提出済の入札書は、その理由の如何に問わず書換え、引換えまたは撤回をすることが出来ません。

(6)本広告に定めのない事項は、すべて地方自治法、地方自治法施行令及び小山市財務規則の定めるところによって処理します。

10. 入札の中止

(1)入札の実施が困難な特別の事由が生じた場合は、入札を中止または延期することがあります。

(2)入札を中止または延期した場合、それにより入札者および入札に参加しようとする者が損失を受けても、市はその損失について責めを負いません。

11. 開札

- (1)開札は、入札終了後、入札者の面前で直ちに行います。
- (2)開札に出席しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることができません。

12. 落札者の決定

- (1)市が定める最低落札価格以上かつ最高額で入札した者を落札者とします。
- (2)市が定める最低落札価格以上かつ最高額で入札した者が2人以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。

13. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1)申込書類を提出していない者の入札
- (2)入札保証金を納付しない者または納付した入札保証金額が最低落札価格の100分の5未満である者の入札
- (3)1人で一度に2通以上の入札書を提出した場合、その全部の入札
- (4)入札書の金額を訂正したもの
- (5)入札書の内容、氏名（法人にあっては名称および代表者名）が認識しがたいもの、押印されていないもの、鉛筆など文字の消去および訂正が容易な筆記用具で書かれたもの、その他主要な事項が識別しがたいものによる入札
- (6)入札に当たり他人を脅迫し、その他不正行為があった者の入札
- (7)公告事項に違反した入札
- (8)入札に関し市職員の指示に従わなかった者の入札
- (9)酒気を帯びて入札した者の入札
- (10)郵送、電子的による入札

14. 契約の条件

- (1)本契約締結から引渡しまでの間に、売買した土地が、市の責任でない原因で滅失したり、き損したりした場合の損失については、落札者の負担となります。
- (2)落札者は、本契約締結後に売買した土地について、面積が不足していたり、隠れた瑕疵があったりしても、代金の減額や損害賠償を請求したり契約を解除したりすることはできません。
 - ①売払物件には、当該物件上のすべての建物（設備等を含む）、工作物（フェンス、擁壁、浄化槽等を含む給排水施設、舗装及び車止めなど）及び樹木などを含みません。土地概要等と現状に差異が生じている場合は現状有姿（あるがままのかたち）で引き渡します。
 - ②隣地から売払物件への越境物又は売払物件から隣地への越境物がある場合についても、現状有姿で引渡します。小山市は越境物を解消するための交渉や手

続きは行いませんので、相隣関係間で話し合ってください。また、契約後に越境が判明した場合も同様です。公告日時点で越境として確認できるものは、土地概要の注意事項欄に記載してあります。(ただし、樹木、草花及び簡易に移設できるものの越境については記載していない場合もあります。)

- ③売払物件の埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。売払物件の地表及び地下の建物工作物等の基礎部分その他埋設物は、買受人の自己負担で撤去及び処分等を行ってください。土壌汚染対策が必要な場合も同様です。
- (3)本契約締結後から引き渡しまでの間に売買した土地に変動が生じても、引き渡し時の現状のまま引き渡すものとします。
- (4)物件No.2 は、売買契約締結の日から起算して 5 年間は、この土地を第三者に転売または小山市の承諾を得ないで貸付することができません。

15. 契約の締結等

- (1)落札者は、落札決定の翌日から起算して 7 営業日以内に、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金として納付し、売買契約を締結していただきます。契約を締結しない場合は、その落札は失効します。ただし、落札決定の翌日から起算して 7 営業日以内に売買代金を即納する場合、契約保証金の納付は必要ありません。
- (2)入札保証金は、契約保証金または売買代金に充当することができます。
- (3)売買契約に要する収入印紙その他の費用は、落札者の負担となります。
- (4)落札者が契約内容を履行しないときは、契約保証金は返還いたしません。

16. 売買代金の納付

- (1)売買代金は、本契約締結後に市が発行する納付書により、一括して 2023 (令和 5) 年 11 月 13 日 (月)までに納付してください。
- (2)入札保証金および契約保証金は、落札者の書面による申出がないかぎり、売買代金の一部に充当します。

17. 所有権移転および登記手続き

- (1)所有権は、売買代金の支払いがあったときに落札者に移転するものとし、同時に土地を引渡ししたものとします。
- (2)所有権移転登記手続きは、市が囑託により行います。
- (3)所有権移転登記手続きに要する登録免許税その他の費用は、落札者の負担となります。
- (4)その他、法務局の求めに応じて書類の提供等を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

18. 契約の不履行

契約者が契約に定める義務を履行しない場合は、催促なしにこの契約を解除しま

す。また、この場合市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として市に支払うこととします。

19. その他注意事項

この入札に関するその他の条件や詳細について、別途小山市資産経営課および小山市ホームページにおいて配布、公開されている資料を熟読のうえ、入札に参加してください。

〔問い合わせ先〕

小山市中央町1丁目1番1号 小山市役所 資産経営課 管理運用係 ☎0285 (22) 9322

一般競争入札の概要

1. 入札の公告・広報	令和5年9月1日(金)から10月15日(日)まで売払い物件を公告し、市ホームページ等にてお知らせします。
↓	
2. 参加申し込み	入札参加希望者は、本市指定の書類を提出してください。 申込期間:令和5年9月19日(火)から同月29日(金)まで
↓	
3. 入札保証金の納付	令和5年10月13日(金)までに入札保証金として、最低入札価格の100分の5以上の金額を納付してください。 (期間厳守)
↓	
3. 入札の実施	令和5年10月16日(月)午前11時より市役所5階入札室で一般競争入札を実施します。(受付は午前10時から午前10時30分。) (時間厳守)
↓	
4. 開札・落札者の決定	入札後、入札者の前で開札し、落札者を決定します。 今回の入札では、市があらかじめ設定した最低落札価格以上で、最も高い価格をつけた入札者を落札者とします。
↓	
5. 売買契約の締結	落札決定の翌日から起算して7営業日以内に売買契約を締結してください。(収入印紙は落札者の負担となります。) 契約保証金として、落札金額の100分の10以上の金額を納付してください。
↓	
6. 売買代金の支払い	令和5年11月13日(月)までに、完納してください。
↓	
7. 所有権の移転登記	登記の手続きは市が行います。 登録免許税は落札者の負担です。